

令和8年6月1日

保護者の皆様へ

徳島県立徳島商業高等学校長

特別警報等の発令時における措置について（通知）

初夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清栄のことと拝察いたします。日頃は、本校の教育に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、特別警報または暴風警報が発令された場合の措置について、下記のとおりお知らせいたします。十分御理解いただきまして、お子様への御指導をよろしく申し上げます。

1 特別警報または暴風警報が発令された場合

特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪の6種類全て）
または暴風警報が発令された場合、その日は休校とします。

ただし、午前7時の時点で警報が解除されている場合は、休校ではありません。

2 その他の警報（大雨、洪水、大雪、津波等）が発令された場合

原則として、平常通りの校時で授業を行います（休校ではありません）。

なお、休校でない場合にも、地理的条件等により登校が危険と判断される場合には、状況を十分に判断され、無理をしないようにしてください。

地理的条件等により遅刻・欠席する場合には、保護者の方からClassiで学校にその旨を御連絡ください。